

令和6年5月16日  
気象庁大気海洋部

## 配信資料に関するお知らせ

～宮城県における洪水警報・注意報並びに

福島県の一部市町における大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の  
暫定基準見直し～

（令和3年7月9日及び令和5年6月1日付けお知らせ関連）

大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の発表基準（表面雨量指数基準及び流域雨量指数基準）について、「令和6年能登半島地震」、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町では、通常基準より引き下げた暫定基準を適用して運用しているところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の市町において、令和6年5月23日13時（日本時間）をもって大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準の適用を見直します。

### 記

○宮城県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）

全ての市町村において、暫定基準の適用を終了します。

洪水警報・洪水注意報の暫定基準の適用を終了する市  
気仙沼市

○福島県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）

一部の市町で、暫定基準の適用を見直します。暫定基準の適用を継続する領域（1km格子）については、別紙をご覧ください。

大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の暫定基準の適用を終了する市町  
南相馬市、浪江町

大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の暫定基準を適用している領域を見直す町  
双葉町、大熊町、富岡町

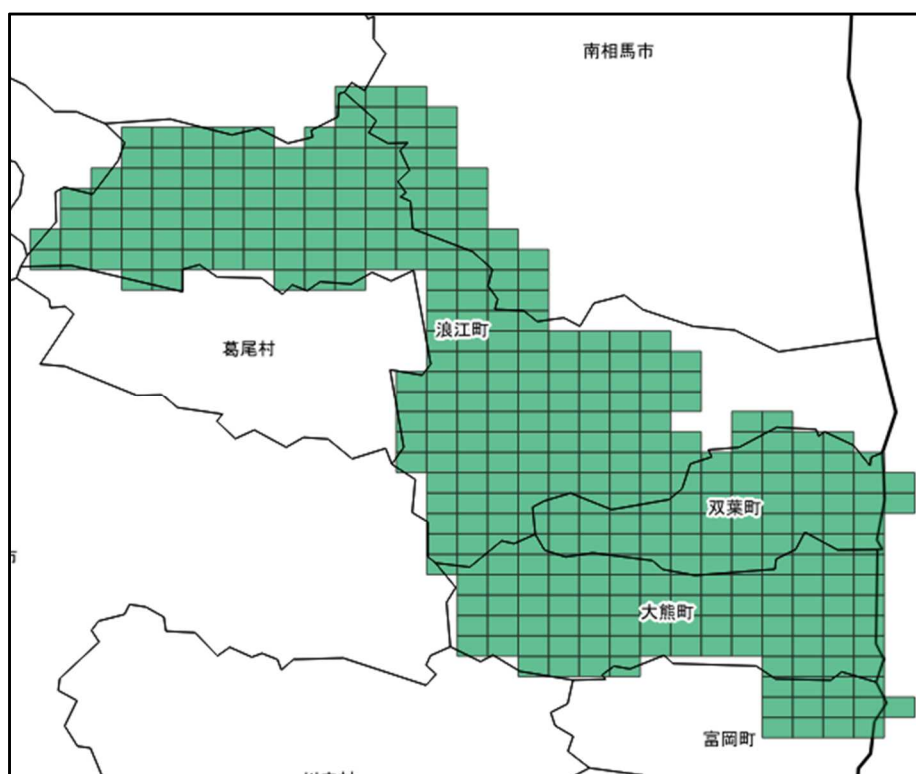
以上

**【参考】石川県の洪水警報・洪水注意報の暫定基準の適用状況**

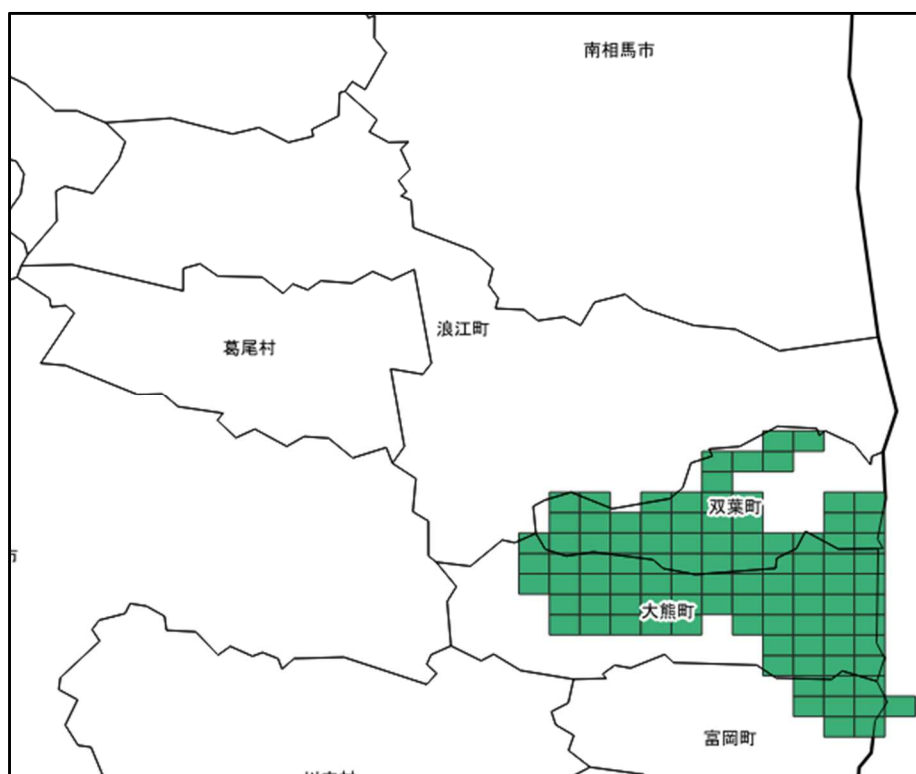
石川県については、今回は変更ありません。現在暫定基準を適用しているのは以下の市町です。

○石川県（令和6年 能登半島地震）

志賀町、七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、中能登町、能登町



福島県の現在の暫定基準適用領域



福島県の令和6年5月23日からの暫定基準適用領域